

# 受水タンク方式の集合住宅へのメーター 設置等に関する取扱要綱

## 受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青森市水道事業条例(平成17年青森市条例第223号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、受水タンク方式の集合住宅の受水タンク以下の装置に設置された水道メーター(以下「戸別メーター」という。)による戸別の使用水量の計量及び水道料金等の徴収(以下「戸別計量徴収」という。)に関する取扱いについて必要な事項を定める。

### (適用の要件)

第2条 この要綱を適用する集合住宅は、青森市水道事業条例施行規程(平成17年青森市水道部管理規程第27号。以下「施行規程」という。)第8条第2項で定めるもののほか、次に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 各戸にそれぞれ独立した給水設備が設置されていること。
- (2) 受水タンク以下の装置の構造及び材質は、一般の給水装置に準じたものであること。
- (3) 受水タンクの前に設置された水道メーター(以下「親メーター」という。)及び集合住宅の直結給水方式部分に設置される水道メーターは、戸別メーターと同一器種とすること。
- (4) 水道メーターの設置位置等は、別に定める給水装置工事施行指針に適合していること。ただし、建物内部に設置する戸別メーターは、凍結防止の措置を講じ、損傷のおそれのない箇所に水平に取り付け、取り替え作業等に支障がないように設置すること。

### (審査)

第3条 公営企業管理者(第5条第1号を除き、以下「管理者」という。)は、施行規程第8条第1項による申込みがあったときは、その要件について審査し、必要な指示を行うことができる。

### (契約)

第4条 管理者は、前条の審査の結果、要件に適合すると認めるときは、「受水タンク方式の集合住宅における戸別計量等に関する契約書」により戸別計量徴収等に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

2 契約の内容は、別紙様式を標準とする。

(管理人の選定)

第5条 集合住宅の所有者又は所有者が多数の場合における代表者（以下「所有者等」という。）は、次に定める事項を処理させるため、管理人を選定し、管理人選定届（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 使用者に対し、受水タンク以下の装置の操作等について十分指導し、善良なる管理者の注意をもって水道を使用させなければならないこと。
- (2) 使用者に対し、水道使用の開始、休止、中止及び廃止について、事前に届け出させなければならないこと。
- (3) 親メーターと戸別メーターとの水量差に係る水道料金等の納入に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、戸別計量徴収等の業務が円滑に遂行できるよう協力しなければならないこと。

(水道メーターの設置等)

第6条 管理者が貸与し設置する水道メーターは、電子式メーターとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 管理者が貸与する電子式メーター及び集中伝送盤は、青森市指定給水装置工事事業者が設置し、その費用は所有者等の負担とする。
- 3 水道メーターに接続する配線、端子ボックス、中継器、LMU-8、AC-100V電源及びメーター保護カバーの設置に要する費用並びに電気料金は、所有者等の負担とする。
- 4 計量のための通信に使用する電話回線は、専用回線とし、専用回線設置届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による専用回線の設置に要する費用及び基本使用料は、所有者等の負担とする。
- 6 計量のための通話料金は、管理者の負担とする。
- 7 水道メーターの検定期間満了に伴う取り替えに要する費用は、管理者の負担とする。

(維持管理)

第7条 受水タンク以下の装置の維持管理及び水質の管理は、所有者等の責任とする。

(計量及び料金の徴収方法)

- 第8条 管理者は、条例第22条第1項に規定する毎月の定例日に、親メーター及び戸別メーターの検針を行う。
- 2 各使用者の水道料金等の算定は、戸別メーターの検針によって計量した使用水量をもって行う。
  - 3 親メーターの検針によって計量した使用水量が、使用者ごとの戸別メーターの検針によって計量した使用水量の合計に比して著しく多い場合は、当該使用水量の差に係る水道料金等は、所有者等から徴収する。
  - 4 各使用者の水道料金等の納入方法は、口座振替とする。ただし、使用期間が短期間であることその他のやむを得ない事由があると認めるときは、納入通知書により管理者が指定する金融機関への納入によることができる。

(検査)

- 第9条 管理者は、水道の管理上その他必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について検査することができる。
- 2 所有者等は、前項の検査において異常が確認された場合には、速やかに改善しなければならない。

(入館時の取扱い)

- 第10条 所有者等及び管理人は、管理者が計量、開閉栓及びメーター取り替え等の業務を円滑に遂行できるようにしなければならない。

(届出の義務)

- 第11条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者へ届け出なければならない。
- (1) 所有者等に変更があったとき。
  - (2) 管理人に変更があったとき。
  - (3) 受水タンク以下の装置の改造又は撤去等の工事を行うとき。

(実施細目)

- 第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱（平成13年実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月16日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱（平成17年4月1日実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。